

入札説明書

1. 物件名及び数量 関東森林管理局庁舎守衛・夜間警備業務
2. 入札公告日 令和8年2月19日
3. 入札執行日及び締切等
令和8年3月11日(水) (10:00締切・開札)
※紙入札を行う者は、9時55分までに入札会場へ集合して下さい。
4. 会場 関東森林管理局 2階 小会議室
5. その他
契約期間 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日
 - (1) 関東森林管理局署等競争契約入札心得
(ホームページからダウンロードし熟知すること。)
 - (2) 契約書(案)
 - (3) 仕様書
 - (4) 入札書
 - (5) 委任状作成例

※入札公告のとおり、下記証明書等を令和8年3月9日(月)午後4:00までに関東森林管理局経理課企画係に提出し、その審査をもって入札参加許可を受けて下さい。

- 【証明書等】
1. 全省庁統一資格の資格審査結果通知書(写し)
 2. 本契約の守衛及び夜間警備業務に従事(常駐)させる守衛・警備員の施設警備2級以上の検定資格の写し又は実務経験(3年以上)の証明
 3. 本社、支社又は営業所が群馬県内に所在すること及び会社の業務内容を確認できる書面

契 約 書 (案)

- 1 委託業務名 関東森林管理局庁舎守衛・夜間警備業務
- 2 業務場所 関東森林管理局庁舎及び構内
- 3 委託費 ¥-
- (うち消費税及び地方消費税の額 ¥-)
- (月額 ¥-)
- 4 契約期間 自 令和8年 4月 1日
至 令和9年 3月31日

上記のとおり委託契約することについて、支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村 孝典を甲とし、 を乙として、下記条項により契約を締結し、その証として本書2通を作成し双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年4月1日

(甲) 住所 群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号
支出負担行為担当官
氏名 関東森林管理局長 松村 孝典

(乙) 住所
氏名

条 項

(総則)

第1条 乙は、別紙1 守衛業務仕様書及び別紙2 夜間警備仕様書に基づき庁舎及び構内の守衛・警備業務を行うものとする。

2 乙は、守衛業務仕様書及び夜間警備仕様書に明示されていないことで疑義を生じたときは、甲の指定する職員の指示を受けるものとする。

(守衛・警備員の届出)

第2条 乙は、この守衛・警備業務に従事する守衛・警備員の住所、氏名、年令、略歴を書面をもって甲に届け出るものとする。また、守衛・警備員を変更した場合も同様とする。

(守衛・警備員に対する異議)

第3条 甲は、守衛・警備業務の実施上著しく不相当と認められるときは、その事由を明示して乙にその者の交替を要求することができる。

2 乙は、前項の要求があったときはこれに応ずるものとする。

(施設等の使用)

第4条 甲は、次にかかげる施設等を乙に無料で使用させるものとする。ただし、打刻機の設置及び修理に係る費用は乙の負担とする。

(1) 守衛室及び宿直室並びにこれ等に付随する一切の器具等。

(2) 守衛・警備業務上必要と認められる電話の使用料及び光熱水量。

(身元保証等)

第5条 乙は、守衛・警備員の身元保証及び規律の保持並びに衛生の管理に関し、一切の責を負うものとする。

(機密の保持)

第6条 乙は、職務上知り得た甲の機密事項を他に漏らしてはならない。

(管理の責任)

第7条 乙は、庁舎及び甲の機械器具その他の物品を汚損し、き損し又は亡失しないよう十分な管理を行うものとする。

2 乙は、自己の責に帰する事由により前項の損害を生じたときは、乙の負担において修復をなし又は弁償金として、甲の認定する金額を甲の指定する期限内に甲に納付するものとする。

(検査)

第8条 乙は、第1条第1項の守衛・警備業務を終了したときは、毎日（休日等の場合はその翌日）守衛・警備日誌を提出して、甲の指定する職員の検査を受けるものとする。

(契約解除等の委託費)

第9条 甲が、契約期間中に契約を解除した場合の委託費は、日割計算により契約履行のあった期間に相当する額とする。

2 甲が契約期間中に契約の一部を変更した場合の委託費は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(委託費の支払い)

第10条 乙は、毎月1回所定の手続により、前月分の検査に合格した1か月当たりの委託費の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、第1項の支払請求書を受理したときは、その日から30日以内（以下、「約定期間」という。）に乙に支払うものとする。

3 甲の都合により支払期限を超過し支払遅延となった場合は期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和25年法律第256号)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の支払遅延利息を乙に支払うものとする。

(委託費の更改)

第11条 甲は、経済事情の変動もしくは止むを得ない事情があると認めたときは、乙

と協議のうえ委託費を更改できるものとする。

(契約不履行による違約金)

第12条 乙は、自己の責に帰する事由により、第1条第1項の守衛・警備業務を怠った日があるときは、1日につき1カ月当たり委託費の10分の1に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限内に甲に納付するものとする。

(業務の履行責任)

第13条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、甲は、乙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。

4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請

求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

(甲の催告による解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が、契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の履行について、乙の業務遂行が著しく不誠実と認められ、又は乙が契約を誠実に履行する意思がないと甲が認めたとき。

(甲の催告によらない解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除をすることができる。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第19条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第16条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第17条 甲は、業務が完了しない間は、第14条又は第15条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第18条 甲は、第14条及び第15条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(乙の催告による解除権)

第19条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の催告によらない解除権)

第20条 乙は、次の各号の一に該当すると認めるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が第11条の規定により契約を変更又は中止したため、請負金額が頭書金額の3分の1以下に減少したとき。
- (2) 甲がこの契約に違反し、その違反によって作業を継続することが不可能となったとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合)

第21条 第19条及び前条に定める事項が乙の責めに記すべき事由によるものであるときは、乙は、第19条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第22条 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成15年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(延滞金)

第23条 乙は、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に甲に納付しないときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対し年利3%の割合で計算した金額を遅延金として併せて甲に納付するものとする。ただし、遅延金の額が100円未満のとき、又は100円未満の端数についてはこの限りでない。

(債権債務の相殺)

第24条 乙が、甲に支払うべき債務が生じたときは、甲は委託費と相殺することができるものとする。

(権利義務の譲渡)

第25条 乙は、この契約に属する権利又は義務を甲の承認を得ないで第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(契約外の事項)

第26条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第27条 この契約について紛争が生じたときは、甲、乙協議して定める第三者機関の

調停により解決するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第28条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第29条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若

しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特約事項)

別紙のとおり

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

守衛業務仕様書

- 1 守衛業務は、次の定めによるものとする。
 - (1) 守衛は、通常守衛室で外来者の応対及び郵便物等の受領を行うこと。
 - (2) 守衛は、来客状況等を勘案し、必要に応じて庁舎及び構内を巡回して、次の事項等について確認等を行うこと。
 - ア) 庁舎内外の不審物、不自然物の確認及び経理課長等への報告。
 - イ) 庁舎内外の無届掲示物、不自然な掲示物等の確認及び経理課長等への報告。
 - ウ) 駐車場内の車両の監視。
 - (3) 庁舎内の照明器具の点検、交換及び簡易な修繕等を行うこと。
 - (4) 冬期間における簡易な除雪及び砂等の散布並びに、ペレットストーブの清掃点検、燃料補給を行うこと。
 - (5) 庁舎及び構内を巡回中に落葉等を確認した時は清掃を行うこと。
 - (6) その他必要に応じ、経理課長等の指示する庁舎に付随した業務を行うこと。
- 2 守衛は、一定の服装をなし乙の従業員であることを明確にするとともに、丁寧な言語及び態度をもって親切、公平に相手方に接するものとする。
- 3 守衛業務上で異状な事態が発生したときは、直ちに経理課長等へ連絡することとする。
- 4 守衛の勤務時間は、午前8時15分から午後5時15分までとする。
勤務時間の内訳は、実働8時間、休憩（12：00～13：00）1時間とする。
- 5 作業日は、開庁日の毎日と休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始等）とする。
- 6 休日の庁舎及び構内の巡回点検には巡回時計を携帯し、巡回確認箇所において打刻するものとする。

なお、巡回確認箇所、巡回時間及び巡回経路は、別表 2（休日）によることとし、次の点に留意するものとする。

ただし、森林管理局長の指定する職員から、別段の指示があったときは、その指示によるものとする。

- (1) 庁舎内全室（共用部含む）の戸締り及び窓の施錠、金庫、机、ロッカー等の異常の有無の点検。
- (2) 湯沸場、焼却場、ストーブ、電気、ガス等異常の有無の点検。
- (3) 不必要な点灯、放水、放置灰皿等の有無の点検。
- (4) 構内の不審車両、不審人物、不審物、異常箇所の有無の点検。
- (5) その他異常の有無の点検。
- (6) 巡回中に施錠、器具等の破損及び異常を発見したときはその処置を行い、守衛・警備日誌に記載して報告するものとする。
ただし、異常が重大と認めたときは、第 3 号を準用する。
- (7) 郵便物等が配達されたときは、書留郵便にあつては書留接受簿に記入のうえ保管し、翌朝守衛に引継ぐものとする。
- (8) その他警備に付帯する業務について不明確と認められる業務については、森林管理局長の指定する職員の指示を受けるものとする。
- (9) 森林管理局長の指定する職員は、経理課長補佐とする。

夜間警備仕様書

- 1 夜間警備業務は、次の定めによるものとする。
 - (1) 盗難、火災、不正行為等の防止及び予防。
 - (2) 定められた門扉の開閉及び鍵の管理。
 - (3) 庁舎及び構内の巡回並びに点検。
 - (4) 来庁者の受付及び案内。
 - (5) 郵便物、小包、新聞等の受領業務。
 - (6) その他警備に付帯する業務。

- 2 警備員は、一定の服装により、正しく丁寧な言語及び態度をもって、親切、公平に相手方に接するものとする。

- 3 警備員は、毎日1名とする。

警備員の勤務場所は、宿直室及び守衛室とし、一勤務は、午後5時00分から翌日の午前8時30分までとする。

- 4 守衛との引継場所は守衛室とし、守衛・警備日誌、鍵、その他業務全般について確実に引継ぎを行うものとする。

- 5 非常事態の発生又は発生が予測されるときは、その措置を行うとともに、速やかに森林管理局長の指定する職員に通報し、その指示により適切な措置を講ずるものとする。

- 6 門扉及び庁舎内室等扉の開閉は、次の仕様により行うものとする。

ただし、森林管理局長の指定する職員から別段の指示があったときは、その指示によるものとする。

 - (1) 正面玄関、東西及び北通用出入口は、午前6時から開鍵し午後8時に閉鍵する。

ただし、日曜日及び休日及び閉庁日は開鍵しないものとする。
 - (2) 各課等は、午前6時の巡回時に開鍵し午後7時の巡回時に閉鍵する。

ただし、閉鍵がこれによりがたいときは、以降の巡回時又は適宜巡回して閉鍵する。

なお、日曜日及び休日及び閉庁日は開鍵しないものとする。

7 庁舎及び構内の巡回点検には巡回時計を携帯し、巡回確認箇所において打刻するものとする。

なお、巡回確認箇所、巡回時間及び巡回経路は、別表1（開庁日）及び別表2（休日）によることとし、次の点に留意するものとする。

ただし、森林管理局長の指定する職員から、別段の指示があったときは、その指示によるものとする。

- (1) 庁舎内全室（共用部含む）の戸締り及び窓の施錠、金庫、机、ロッカー等の異常の有無の点検。
- (2) 湯沸場、ストーブ、電気、ガス等異常の有無の点検。
- (3) 不必要な点灯、放水、放置灰皿等の有無の点検。
- (4) 構内の不審車両、不審人物、不審物、異常箇所の有無の点検。
- (5) その他異常の有無の点検。

8 巡回中に施錠、器具等の破損及び異常を発見したときはその処置を行い、守衛・警備日誌に記載して報告するものとする。

ただし、異常が重大と認めたときは、第5号を準用する。

9 郵便物等が配達されたときは、書留郵便にあつては書留接受簿に記入のうえ保管し、翌朝守衛に引継ぐものとする。

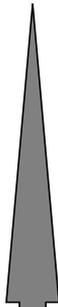
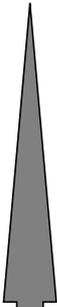
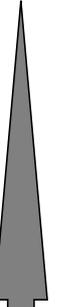
10 外部からの電話については、応答し在庁中の職員のと看取り次ぐものとする。

11 その他警備に付帯する業務について、不明確と認められる業務については森林管理局長の指定する職員の指示を受けるものとする。

12 森林管理局長の指定する職員は、経理課長補佐とする。

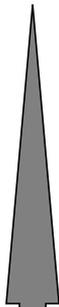
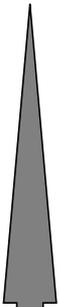
別表 1

巡回確認箇所及び巡回時間（開庁日）

確認箇所		巡回回数			
番号	場所	1	2	3	4
		午後 7時	午後 9時	午後 11時	午前 6時
1	本館 計画課				
2	技術普及課				
3	治山課				
4	研修所				
5	保全課				
6	企画調整課				
7	資源活用課				
8	森林整備課				
9	総務課(西)				
10	総務課(東)				
11	群馬森林管理署				
12	経理課				
13	別館 大会議室				
14	診療室				
15	地下室				
	構内周囲一巡	午後 8時	午後 10時	午前 0時	午前 7時

別表 2

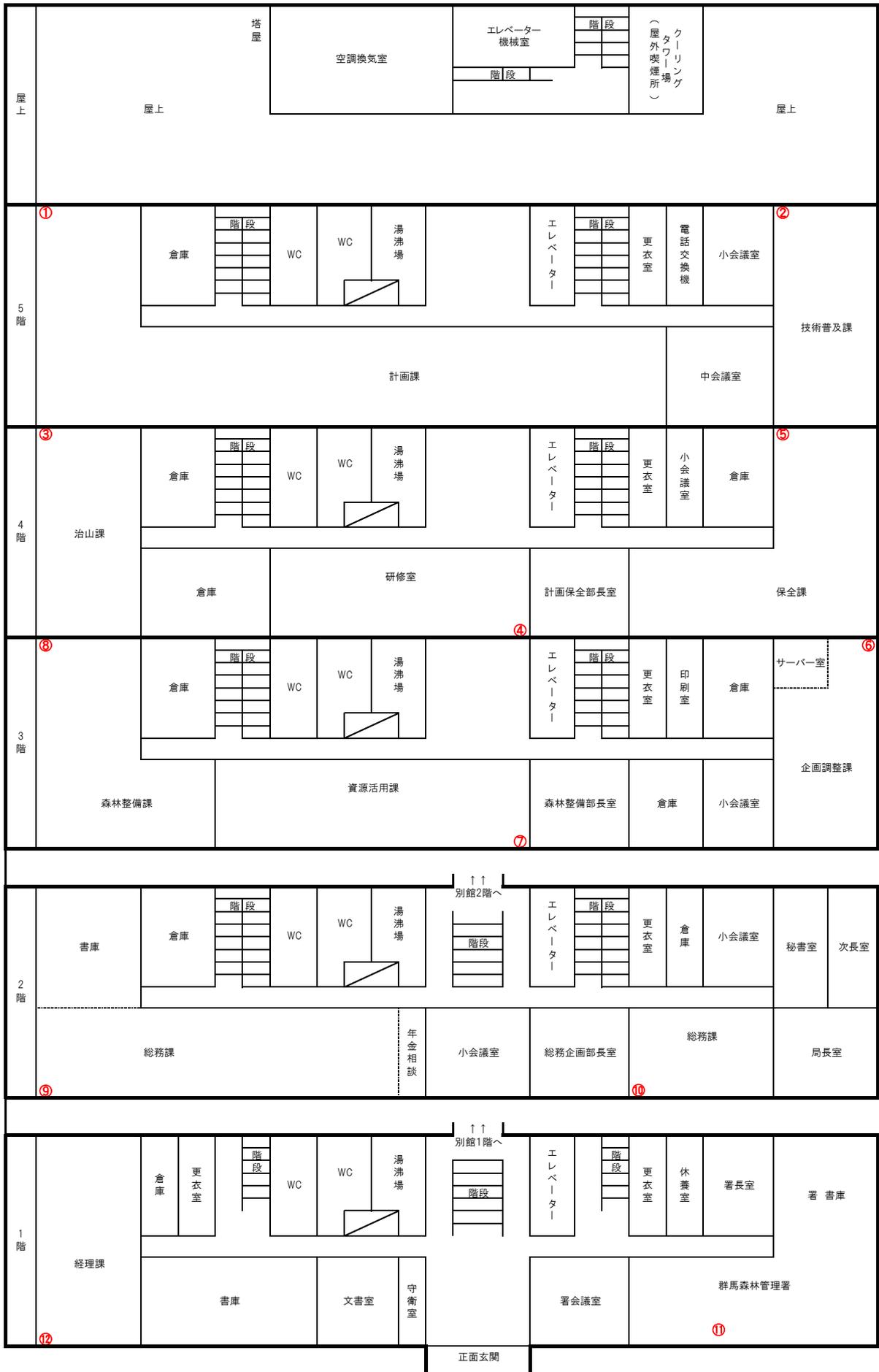
巡回確認箇所及び巡回時間（休日）

確 認 箇 所		巡 回 回 数			
番号	場 所	1	2	3	4
		午 前 10時	午 後 7 時	午 後 11時	午 前 6 時
1	本 館 計 画 課				
2	技 術 普 及 課				
3	治 山 課				
4	研 修 所				
5	保 全 課				
6	企 画 調 整 課				
7	資 源 活 用 課				
8	森 林 整 備 課				
9	総 務 課（西）				
10	総 務 課（東）				
11	群 馬 森 林 管 理 署				
12	経 理 課				
13	別 館 大 会 議 室				
14	診 療 室				
15	地 下 室				
	構 内 周 囲 一 巡	午 前 11時	午 後 8 時	午 前 0時	午 前 7 時

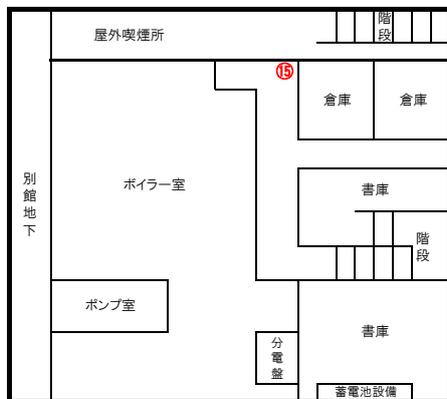
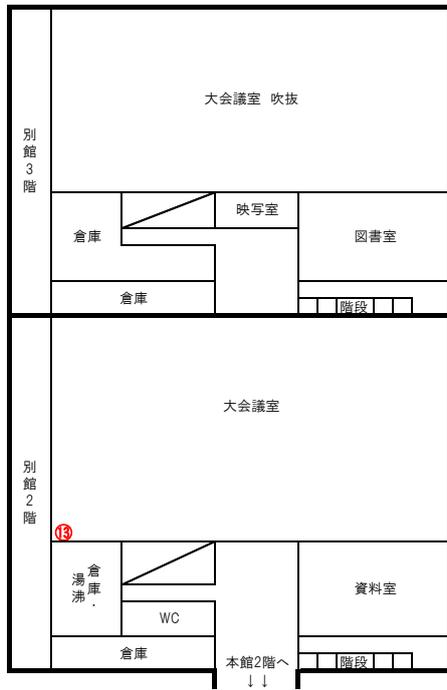
庁舎配置図(打刻機位置図)

※ 打刻機の移動は絶対行わないこと。
移動しなければならない場合は、経理課企画係に相談すること。

本館



別館



倉庫及び車庫

倉庫	
2階	計画課
1階	森林整備課



巡回時間		不審物等の有無		その他異常の有無	
昼勤	自 時 分 至 時 分				
	自 時 分 至 時 分				
巡回時間		記録紙 添付箇所	火気	戸締まり	その他
夜勤	自 時 分 至 時 分				
	自 時 分 至 時 分				
	自 時 分 至 時 分				
	自 時 分 至 時 分				
備考					

入札書

物件の名称 関東森林管理局庁舎守衛・夜間警備業務

入札金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※金額の頭に¥マークを付けること。

上記金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に各消費税額を加算した金額になること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得、契約条項等、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

住 所

会社名

代表者氏名

代理人

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

住 所

商号又は名称
代表者役職氏名

令和 年 月 日公告

物件番号 1号 関東森林管理局庁舎守衛・夜間警備業務

一般競争入札の参加資格の下記証明書類について、別紙のとおり提出します。
なお、記載事項に関する照会については、下記担当までご連絡願います。

記

- ① 令和7・8・9年度 全省庁統一資格の審査結果通知書の写し
- ② 本契約の守衛及び夜間警備業務に従事(常駐)させる守衛・警備員の施設警備2級以上の検定資格の写し又は実務経験(3年以上)の証明
- ③ 本社、支社又は営業所が群馬県内に所在すること及び会社の業務内容が確認できる書面

(担当)

- 1 所属部課名:
- 2 役 職:
- 3 担当者氏名:
- 4 電話番号:
- 5 FAX番号:

作成例

様式第6号(第4条)

委任状

代理人氏名 関東 太郎

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和〇〇年△月□□日

入札日を記入

2 件名 物品の購入 ○号物件 ○〇〇〇

物件名を記入

3 入札に関する一切の件

令和〇〇年△月□□日

委任された日付を記入

全省庁資格確認通知書に記載された住所・会社名・代表者役職・氏名を記入(ゴム印でも可)

住所 ○〇県△△市□□町1-2-3

商号又は名称 ○△株式会社

代表者氏名 代表取締役 関東 次郎

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

なお、代理人から復代理人に委任をされる場合においても再度委任状が必要となりますので注意してください。

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。